

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 9 月 2 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03121

研究課題名(和文) 租税争訟法と租税処罰法の再構築 - 節税と脱税の間 -

研究課題名(英文) A Comparative Study of the Tax Procedure Law and the Tax Criminal Law

研究代表者

松原 有里 (MATSUBARA, YURI)

明治大学・商学部・専任教授

研究者番号：30436505

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、租税法と刑法と金融取引法の研究者が相互の立場から、脱税や金融取引における不正をどのように規制すべきかについて米欧の類似制度を比較研究してきた。これらは、わが国では、従来、経済刑法という分野にカテゴライズされていた論点ではあるが、それほど先行研究があったわけではない。そのため、近年話題になっているパナマ文書やルクス・リークを手掛かりに、OECDのBEPSプロジェクトや、企業不正をめぐるコーポレートガバナンス、さらには証券不正までを対象にして研究を進めてきた。その間、約100年ぶりに租税法脱法(租税刑法)の改正作業を目的としたの討論が政府内で始まるなど、実務の動きとも連携してきた。

研究成果の概要(英文)：In this study we tried to analyse how economic crimes (including tax frauds) should be imposed the penalty or regulated in the relevant statutes. As the starting point, we focused on Panama Papers, Lux Leaks and emissions scandals in Europe/USA. Then after we tried to survey how differ the Japanese situations from those of in Europe and in USA. Prof. Manzawa wrote several papers regarding the civil responsibility of security companies in USA, especially in case their employees (including stock brokers) did an injustice to clients. Meanwhile Prof. Utsumi made a lot of efforts to translate articles of famous German criminal law professors into Japanese, Her main subject was the corporate due diligence. Finally, as the principal researcher of this project, I was able to submit the national papers titled "The future of transfer pricing in Japan" and "Tax Transparency in Japan" in English. It was accepted by foreign editors and shall be published in a English book in the near future.

研究分野：租税法

キーワード：BEPS 租税刑法 企業不正 コンプライアンス 経済刑法 金融取引法 ドイツ法 アメリカ法

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初は、欧州で問題になっていた Stolen CD (脱税をしていると推測されるプライベートバンクの顧客情報を違法コピーした CD を独当局が情報提供者から有償で入手し、脱税犯を摘発した) 事件を手掛かりにし、租税通脱罪をはじめとする経済犯罪をわが国の現行の法律上、どのように処罰することができるのか、また、納税者側の個人情報プライバシー保護の観点からどこまで保護すべきかに焦点をあてて、比較法研究をはじめた。

ただし、わが国では、Stolen CD 事件に関与した (= 過度な租税回避スキームを利用して節税しようとした) 公人 (= 政治家) がほとんどいなかったこと、むしろビジネスマンや単に名前が使われた私人の方が多数をしめていたことから、社会的なインパクトは欧米に比べてそれほど高くないこともわかってきた。

そのため、日本の現状と欧米のそれとの違いを考慮し、むしろ経済犯罪には、脱税以外にも企業人の犯す犯罪が多岐にわたって存在することに気づき、コーポレートガバナスを含めた企業犯罪にまで幅広く研究対象を広げることとした。その中でも、租税法をはじめとする経済系の民事 (= 行政) 法規制と刑法の特別法としての経済刑法との交錯を模索することにした。

さらに、わが国での先行研究が極めて限られていることから、比較法研究を行う必要性を感じたため、欧州 (特にドイツ) に留学した関係で、従前から知り合いだった松原・内海の他、若手研究者として活躍を始めていた米国法 (特に金融法) の専門家でもある会社法の研究者である萬澤陽子氏も本研究の研究分担者として仲間に迎え、ドイツ法だけでなく、アメリカ法の知見を広げることにした。

合わせて、わが国の現行の租税法上では、脱税額の多寡から民事事件 (の一部である行政事件) と刑事事件のいずれかに分類されるのであるが、両者の関係をとらえなおす観点から、租税争訟手続と租税刑事手続の相互比較も念頭においた。これは、最近の欧米先進国で、特に注目されているテーマでもある。

2. 研究の目的

本研究の主目的は、わが国では刑法系の研究者の間でも、租税法の研究者の間でも、また一般社会でも、従来それほど重視されていなかった経済犯罪の一つとしての租税通脱法を体系的にとらえなおすことにあった。そもそも、わが国の租税法は、第二次世界大戦後のシャープ税制を機に独立した学問分野

として認識され、それ以降は、アメリカ流の租税実体法の研究にどちらかということ主力が置かれ、租税処罰法をはじめとする租税手続法に関しては、学問的な蓄積より、むしろ実務優先だったきらいがある。

よって、租税法の研究者の立場から、他の専門科目の研究者と協力して、比較法的な観点で租税手続法の分野をもう一度体系立ててとらえなおすこともまた意義があるのではないかと考えた。最後に、本研究では、学際研究と実務家との交流も大きな柱としてとらえている。

3. 研究の方法

研究方法としては、当初は、共同研究を予定していたが、共同研究者の一人である萬澤陽子先生が本研究開始直後に出産・育児をされていたこと (しかし、産休制度は、本務校で事実上取得されなかったため、科研費も研究中断の手続を行うことは特にしなかった) 諸外国の研究者の論文の翻訳作業と並行して、日本に外国人研究者を複数招聘し、直に質疑応答に対応していただくことで、現状認識とわが国と諸外国との法制度およびその運用の違いを認識するように努めた。

合わせて、わが国の現状を諸外国に紹介するという意味で、欧文での論文の公表等も行っている。また、厳密な意味での研究成果を発表する前に、海外の専門家との意見交換の場を兼ねて、10 名から 20 名程度の関係者を招いて何度か特定のテーマでの講演会を明治大学でも実施している。書物だけではうかがい知れない外国の法制度の背景を講演者本人からアドリブで聴くことができた。

外国人研究者・実務家の講演会を企画した理由としては、他にも、我々の直接知らない聴衆の中に、新たに本研究テーマに興味を持ってくれる第三者ができれば、彼らからのフィードバックを通して、研究のすそ野が広がるのではないかと考えたからでもある。実際、その点に関しては、昨今、本研究内容とほぼ同様のテーマで研究を始めている同業者が増えたことから、我々の当初の予想よりは、はるかに大きなスピル・オーバー効果があがったのではと考えている。今回は、まだ端緒にすぎないが、最終的には、日本からの発信をとおして、相互交流ができれば、何よりも考えた。

4. 研究成果

研究成果としては、外国語論文の翻訳と合わせて、海外への調査旅行 (出張) 国際会議への論文投稿 (査読付) や国内外での研究会の発表を各人が各々の専門分野で、活発に行ってきたことがあげられる。

具体的には、内海と松原が主にドイツ語から日本語の文献の翻訳を行い、萬澤が米国の制度を調べて日本語の論文にした。調査旅行・出張は、全員がそれぞれの分野で個別に行っている。最後に、松原は積極的に国際会議に参加し、ペーパーを欧文で作成することに勤しんだ。

ただし、プロジェクトの範囲設定が、かなり幅広かったこと、またメンバーの中に育児中や在外研究中の者がいたことから、当初予定していたような完全な共同研究は、残念ながら本研究の遂行期間中はできなかった。いずれ、このテーマを発展させたときに、(国際)共同研究をも含めた成果を目標にするつもりである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 11 件)

ルドルフ・メリングホフ (松原有里訳) 「租税徴収手続と租税刑事手続の原則と例外 (一) (二)」自治研究 92 巻(2016)2 号 75 頁 91 頁。

ルドルフ・メリングホフ (松原有里訳) 「租税徴収手続と租税刑事手続の原則と例外 (二)」自治研究 92 巻(2016)3 号 60 頁 74 頁。

松原有里 「欧州諸国における租税争訟制度」日税研論集 71 巻(2017)225 頁 - 260 頁。

Yuri Matsubara The future of transfer pricing, national report Japan, Cahier de droite fiscale internationale, vol. 102b (2017), pp. 471-489.

Yuri Matsubara Tax Transparency National Report Japan, vol. 16 (forthcoming)

Yuri Matsubara, Transparenz im Steuersachen. Zeitschrift für das japanische Recht, Vol. 42. (forthcoming)

内海朋子 「ドイツにおけるコンプライアンスと企業の処罰」法学セミナー62 巻 (2017) 58 頁 62 頁。

内海朋子 「経済刑法におけるコンプライアンスの意義 ドイツにおける現状と今後の展開」ノモス 40 巻 (2017) 19 頁 32 頁。

内海朋子 「コンプライアンスの欠如に関する刑事責任と民事責任の関係について」法学研究 90 8 巻 (2017) 33 頁 81 頁

萬澤陽子 「元引受会社の損害賠償責任」ジュリスト 1518 巻 (2018) 116 頁 - 117 頁。

萬澤陽子 「有価証券報告書等への虚偽記載の疑いを知りながら当該会社の株式を取得した者に対する金商法 21 条の 2 第 1 項の提出者の損害賠償責任」判例私法リマークス 56 巻 (2018) 印刷中

[学会発表](計 4 件)

Yuri Matsubara The future of Transfer pricing, IFA 日本支部(招待)2016年7月25日 於 東京・日本工業倶楽部

Yuri Matsubara The 4th Asia Pacific Regional Conference IFA インド支部(招待)2017年4月28-29日 於 インド・デリー

Yuri Matsubara Tax Transparency in Japan, ハイデルベルク大学法学部租税法・財政法講座コロキウム 2018年2月2日 於 ドイツ・ハイデルベルク・カール・ループレヒト大学

萬澤陽子 証券会社にかせられる義務について、金融商品取引法研究会 2017年3月29日 於 東京・日本証券経済研究所

[図書](計 2 件)

萬澤陽子 (共著) 『金融商品取引法制に関する諸問題(下)』日本証券経済研究所 2018年(印刷中)

萬澤陽子 (共著) 『アメリカ信託法 アメリカと日本』2018年(印刷中)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者 松原 有里 MATSUBARA Yuri
(明治大学・商学部・専任教
授)

研究者番号：30436505

(2)研究分担者 内海 朋子 UTSUMI Tomoko
(横浜国立大学・国際社会科
学研究院・教授)

研究者番号：10365041

(3)研究分担者 萬澤 陽子 MANZAWA Yoko
(専修大学・法学部・准教授)

研究者番号：50434204